

改正

令和元年6月25日条例第3号

川口市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、川口市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園に関する事項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。

3 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条に規定する事項を調査審議する場合にあっては同条に規定する機関と、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事項を調査審議する場合にあっては同項に規定する機関とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員50人以内をもって組織する。

(委員等の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別の事項を調査審議するため置かれた臨時委員の任期は、その任務の達成に必要な期間とする。

(副委員長)

第5条 審議会に、副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部（専門分科会にあつては、その審議事項を所管する部）において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(川口市社会福祉保健審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 川口市社会福祉保健審議会条例（昭和53年条例第53号）

(2) 川口市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第33号）

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

4 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

5 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和元年6月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。